過疎(長沼)地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る業務委託仕様書

1 目的

本業務は、利用者が減少している路線バスや、令和 11 年4月に予定している地域内の小中学校統合により、通学距離が遠くなるなどの交通課題に対応するため、現状の交通使用実態を調査し、FM(ファシリティマネジメント)の視点からの複数の交通機関を統合することにより、移動需要の集約(マルチ送迎)の検討を行い、将来に渡って持続可能な交通形態の再編に資することを目的とする。

2 委託業務名

過疎(長沼)地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月 29 日(金)まで

4 業務内容

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、移動等調査に基づくFM視点からのマルチ送迎導入に向けた実践的検討に最小限必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により調整する。

なお、受託者は、市担当者と協議・調整のうえ、市担当者と協力して、次の業務を行う。

その際、令和9年度中の実証へと進むことを見据えて、将来にわたって持続可能な移動サービスについて、実証計画・実施計画を含めて取りまとめる。

(1) 実施地域

須賀川市長沼地域(過疎地域指定)

(2) ニーズ等の把握

ア 過疎地域の指定を受けている特性を踏まえ、地域内コミュニティ形成及び地域内の消費促進、定住・関係人口の増加等、地域発展のために求められている交通形態の調査を実施する。

(ア) 地域内で提供されている様々な運行について主体(家族、企業、医療福祉施設、商業施設等)、頻度、利用者数を把握するための調査を実施する。

(イ) 地域住民の移動の足としてだけではなく、通学(教育分野)、通院・介護予防(医療・福祉分野)等での地域課題解決に求められている交通形態の調査を実施する。

（ウ） 公共交通運行サービス供給側における課題等を把握するため、交通関係者を対象とした調査を実施する。

（エ） 移動の目的地となる施設の今後の統合・集約の方向性、その利用交通手段の見込みを把握するための調査を実施する。

（3） 地域公共交通を取り巻く課題の整理

ア 各種データ等の整理や各種調査の結果等を踏まえ、地域における公共交通の課題等を整理する。

（ア） 現在の公共交通、送迎交通、物流交通等の課題を整理する。

（イ） 今後の官民施設の統合・集約を踏まえた利用交通手段の課題を整理する。

（4） 運行形態等の検討

ア 今後の施設の統廃合の方向性を踏まえた、交通の統合方針を検討する。

イ 事業実施主体と支援策を検討する。

（5） 運賃と費用の提案及び検証

ア 移動サービスの運賃の提案及び助言を行う。

イ 令和9年度中に予定する移動サービス実証運行に要する費用を算出し、その運行計画を提案する。

（6） 他分野との調整

福祉、買い物支援等の他分野との協議に関する助言を行う等、同席し支援する。

（7） 地域会議等への参加

必要に応じ地域で開催する会議用の資料等を作成し、同席し支援する。

5 経費

業務により生じる経費（会場費・設備使用料、外部専門家等への謝金・交通費等、会議開催に関する消耗品等、先進事例調査に係る交通費等）は、受託者が委託料より支弁する。なお、謝金・交通費等については、国が示す基準額以内とする。

6 成果物

本業務の成果品として、以下の成果品を須賀川市に提出するものとする。なお、成果物については、紙媒体各1部及び電子データ（PDF 形式及び PDF 以外の加工可能な形式）とする。

（1） 業務報告書（提案書）

（2） 運行ルート形態等についての概要版まとめ

（3） 市民アンケート結果

（4） その他、協議会が必要と認めたもの

7 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を須賀川市より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却する。

8 検査

本業務実施中、受託者は必要に応じて須賀川市の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受託者が負担する。

9 委託料の支払い

委託料は委託業務の完了後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとし、一括払いとする。

10 業務遂行上の注意・留意事項

（1） 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、須賀川市の承認を受ける。また、実施項目の具体的な進め方については、実施前に双方で協議する。

（2） 受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ須賀川市の承諾を得なければならない。

（3） 受託者の社員は、在職中はもとより退職後といえども、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後または契約解除後においても、同様とする。

（4） 受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（5） 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

（6） 受託者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに須賀川市に報告し、最善の処置を行わなければならない。

（7） 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、須賀川市に帰属するものとする。

11 その他

（1） 本業務は、国の令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの補助金を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

（2） 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を須賀川市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

（3） 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については受託者が使用許可等を得ること。

なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。

（4） 本業務を履行するにあたっては、須賀川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年須賀川市条例第1号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

（5） 本業務を履行するにあたっては、「須賀川市情報セキュリティポリシー」を厳正に遵守すること。

（6） 受託者は、本業務の実施に際しては、常に須賀川市との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来たす恐れがある場合には、速やかに須賀川市と協議すること。また、この仕様書に記載のない事項については、須賀川市と受託者が協議し、決定すること。